

池田町まちづくり条例の解説

池田町まちづくり条例

前文

池田町は、木曾三川によって形成された広大な濃尾平野の北西部に位置し、自然環境豊かな気候風土のもと、発展してきました。

今、日本は人口減少と少子高齢化というかつて経験したことの無い状況下であり、これらの変化と課題に的確に対応し、町民がいきいきとつながり夢が持てる池田町を次世代につなげていかなければなりません。

そのためには、住民から信託を受けた議会と町は自らの判断と責任で、地域に合った行政を進めることと、住民も自ら地域のことを考えて行政に参画し、協働のまちづくりを推進することが求められています。

ここに、池田町のまちづくりの基本理念である協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例の趣旨、目的等をより理解できるよう、本町のこれまでの歴史風土、条例制定の背景や必要性、今後のあるべき姿などを宣言的に定める前文を設けています。

【解説】

本町は木曾三川によって形成された広大な濃尾平野の北西部に位置する肥沃な田園地帯と西に池田山を配し、桜、お茶、ウメ、アジサイなどの花々が四季を彩る美しい自然環境に恵まれています。

近年に入って、各種有力企業の誘致により、電気・機械・ゴム工業等、また最近では、製薬会社の誘致により揖斐地域の中心としての本町まちづくりの基礎を築いてきました。しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進行、高度情報化の進展など、今日の本町を取り巻く環境は大きく変化し、福祉、産業、教育など様々なまちづくりの場面で新たな課題が生じています。これらの課題に適切に対応し、先人たちの知恵と、怠りなく持てる能力のすべてを傾け、つくりあげてきた本町をより発展させて、住みよく暮らしやすいまちとして次世代につなげていかなければなりません。

そのためには、町民の総意として、それぞれが持てる能力を積極的に発揮し、町民と議会と町がともに協力・協調してまちづくりを進めていく必要があります、その基本的な部分を明らかにするものとして、この条例を制定するものです。

第1章総則

(目的)

第1条 この条例は、池田町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会、町との協働によるまちづくりを一層推進するための基本的な原則を定め、個性豊かで自立した活力のある地域社会の発展を図ることを目的とします。

【趣旨】

「前文」で述べた基本的な考えに基づき、まちづくり基本条例の制定目的を明らかにするものです。

【解説】

この条例は、本町のまちづくりに関して、各主体の責務や基本的な施策といった基本的な理念・原則を定めることを目的としていることを明らかにしています。そのことは、「前文」でも触れた「参画、協働」の仕組み作りであり「町民、議会、町との協働によるまちづくり」を明らかにすることによって、地域社会の発展を図るうえで各主体との協働が今後のまちづくりの前提であることを示すものです。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は、在学する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。
- (2) 町 町長及びその他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。
- (3) 議会 町議会及びその議員をいいます。
- (4) 参画 町政の計画、実施、評価及び改善のそれぞれの過程において、町民が町に対し積極的に意見等を表明し、主体的に参画することをいいます。
- (5) 協働 町民、議会及び町が、まちづくりに果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの立場及び特性を尊重しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して行動することをいいます。
- (6) まちづくり 自治活動、ボランティア活動等で、よりよい地域社会の実現及び向上に役立つ活動をいいます。
- (7) コミュニティ 町民が住みよいまちや豊かな地域社会をつくるための地域、共通の関心による町民同士の多様なつながり、組織及び集団をいいます。

【趣旨】

この条例は誰もが正しく趣旨を理解できるように、重要な意味を持つ用語、分かりにくい用語の意味を明確にするものです。

【解説】

(1) 「町民」の定義について

まちづくりに関しては、「町民」は、町内に住所を有する人や町内に勤務している人、町内の学校に通学している人に加え、町内で市民活動をするなど、さまざまな活動を行っている個人、事業者、団体を用語として定めています。

(2) 「町」の定義について

町長部局だけではなく、各種委員会も含めた行政全体を町と定義し、行政すべての分野において、この条例で示されている各種取り組みを行うことを示しています。

(3) 「議会」の定義について

「議会」については、二元代表制の一翼を担う、町議会及び議員について規定しています

(4) 「参画」の定義について

「参画」とは、行政活動全般の立案、実施及び評価に至る過程において意見や提案を行い、ただ単に参加するだけでなく主体性を持った関わりができるように「参画」としています。

(5) 「協働」の定義について

多様化・高度化する地域の課題やニーズに対して、従来の方法による住民サービスは、対応が困難になっています。町民、議会と町が対等な立場で、課題を共有しお互いの自主性自立性を尊重しながら、担うべき役割と責任を自覚し、まちづくりを協力して行っていく、それを「協働」と表しています。

(6) 「まちづくり」の定義について

一般的に「まちづくり」というと“道路・建物といったハード整備や、町政運営そのもの”を表しますが、この条例では、町民、議会、町が対等な立場で協働共創することとしています。

(7) 「コミュニティ」とは、区（自治会）組織などの地縁に基づく団体のみならず、ボランティア組織などの目的団体やNPO法人などの非営利団体から、企業などの営利団体まで広く含めています。更にご近所の日常的なコミュニケーションも一つのコミュニティと捉え、まちづくりに貢献する様々なつながりを「コミュニティ」としています。

(基本理念及び基本原則)

第3条 地方自治における主権は、町民にあり、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを推進します。

- (1) 町民、議会及び町は、情報を共有するとともに、それぞれ適切に役割を分担し、相互の信頼関係に基づく協働による施策を実施します。
- (2) 町民は、自治の担い手として、地域社会のあり方に関心を持ち、個性や能力を積極的に発揮して地域の特性を生かします。
- (3) 議会及び町は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努め、町民の参画の機会を保障します。

【趣旨】

町がめざすまちづくりを行っていく上で、常に心がけておくべき考え方、方向性を基本理念として示しています。

【解説】

まちづくりの基本理念として、町民、議会、町がともに心がけておくべき考え方は以下のとおりです。

- (1) 町民、議会、町とは、対等なまちづくりの担い手であり、互いに協力し地域の課題に対して情報を共有して、それぞれが役割を認識分担しながら、共に意見を出し合い相互に協力して「協働共創」することを規定しています。
- (2) まちづくりは、地域の自主活動、自発的な公益活動を中心に、町民発意による協働のまちづくりを推進していくことを規定しています。
- (3) 全ての町民がまちを愛し誇れるようになるため、町民の権利と利益を守ることは当然のことであり、多様な価値観による提案等に公平かつ的確に対応し、かつ誰もが「町民参画」できる機会を保障することを規定しています。

(町民の権利及び役割)

第4条 町民は、まちづくりに関して知る権利及び参画する権利を有します。

- (2) 町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自治活動やボランティア活動等に積極的に参加するように努めます。
- (3) 町民は、まちづくりに参画する場合、池田町全体の利益を考慮することを基本とし、自らの発言と行動に責任を持ち、多様な価値観を認め、支え合い、連携するように努めます。
- (4) 町民は、前3項の規定を遵守するとともに、行政サービスを受ける範囲で支援します。

【趣旨】

まちづくりの主体である町民の権利と役割について明確にしています。

【解説】

- (1) 協働共創のまちづくりは、町民がまちづくりの主体であり、まちづくりを行うに当たっては、計画、実行などの各段階において町民の参画を必要としています。それを「権利」として示しています。
- (2) 町民がまちづくりの主体であることを自覚のうえ、自主的に自治活動やボランティア活動等に積極的に参加することを示しています。
- (3) 町民参画のなかでは、多様な価値観が存在しますので、自分の価値観に固執することなく、町全体の利益を考慮することを大前提とし、他の町民との協調のもとまちづくりを行っていくことを示しています。
- (4) さらに、町民の役割として上記前3項の規定を守るとともに、行政サービスの実施には、町民の応分の負担（町民税や使用料等）が不可欠のため規定しています。

（議会の基本）

第5条 議会は、池田町の議決機関として議論を尽くし、町民に開かれ、信頼されるよう議会の運営し、町民主権の自治の充実に努めます。

【趣旨】

直接選挙によって選ばれた議員で構成され、町長とともに町民の信託に応える二元代表制の一翼としてまちづくりの役割を規定しています。

【解説】

自治体による自己判断、自己責任が問われる今後の地方自治社会において、町民の意志を反映し、その意志を決定する権利を有し池田町という団体の意思を決定する機関としての役割は大変重要なものとして規定しています。

(議会の役割及び責務)

- 第 6 条 議会は、池田町にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、町民の意志を的確に町政に反映し、適正に運営されているか町民の視点で監視し、けん制する役割を果たします。
- 2 議会は、町民との情報共有のため、保有する情報を積極的に公開及び提供し、施策立案強化のため、不断の研さんに努め、新たに生ずる町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、議会改革に取り組みます。
- 3 議会は、公正かつ透明性を確保し、町民の多様な意見を的確に把握し町政に反映させ、町民に開かれた議会を目指します。
- 4 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能拡充に努めます。

【趣旨】

町民の代表機関である町議会の担う役割や、果たすべき責務を定めています。

【解説】

- (1) 議会は、町の進める施策が協働のまちづくりの原則に沿って町民の意志を反映し、適切に無駄なく運営されているのか、自治法に定められる検査権・監査権・調査権等に基づき監視していく役割を規定しています。
- (2) 議会は、議会広報誌をホームページで公開するなど、より一層の公開性手法の工夫等を図り、条例等の新たな立法（議員立法）をする場合については、町民との意見交換を十分に行うとともに、情報の共有化が必要であり常日頃から研さんに努めることを規定しています。
- (3) 議会は、町民から直接信託を受けた町民の代表であり、町民主体のまちづくりの実現を図るため、公正及び透明性を確保し、かつ誠実にまちづくりに努めなければならないことを責務としています。
- (4) 議会は、議会における立法機能を充実するため、議会事務局の政策法務を支援する職員体制の整備を記述しました。

(議員の役割及び責務)

- 第 7 条 議員は、議会が言論の府であり意志決定機関であることを十分理解し、自由な討議を重んじます。
- 2 議員は、一部団体及び地域の個別的な事案の解決だけでなく、まちづくりの向上の支援をします。
- 3 議員は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の確立に努めます。

【趣旨】

町民の代表機関である町議会の担う役割や、果たすべき責務を定めています。

【解説】

- (1) 議会の使命である議員間の自由かつ達な討議での論点、争点の発見、公開の再認識のみならず、町民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。
- (2) 議員は、公正・誠実に開かれた議会活動に努め、町民全体の信託に応えます。
- (3) 議員は、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

(町の役割及び責務)

- 第 8 条 町は、常にまちづくりの主体は町民であることを意識し、町民の参画の機会を確保し、町民との情報の共有及び協働を図りながら、責任を持ってまちづくりを支援し推進します。
- 2 町は、まちづくりの意義について共に理解を深め、環境及び基盤の整備に努めます。
- 3 町は、効率的かつ効果的なまちづくりを行うため、職員の意識改革や資質の向上を図ります。

【趣旨】

町の責務として、町民との情報共有・協働の推進、町民の参加拡大、施策等の不断の見直しを規定するものです。

【解説】

- (1) まちづくりは町と町民が相互に信頼関係を築き、対等な関係に立ったパートナーとして協力・連携のもと、情報を共有することを基本とし適切・公正にまちづくりを行うことを町の責務としています。
- (2) 協働は行政が役割放棄することではなく、公共サービスの受け手であった町民を、共創・参画する主体として、多様な町民が力を合わせて担っていけるような条件整備することを役割として示しています。
- (3) 町は、職員の資質向上に努めるとともに、職員個人もまたまちづくりメンバーの一員であることを自覚し、職務遂行することを規定しています。

(町長の役割及び責務)

- 第 9 条 町長は、町民との協働に努め、公正、公平かつ誠実にまちづくりを推進し、町民主体の自治を推進します。
- 2 町長は、町民の信託に応えるため、町職員を適切に指揮監督し、効率的な組織整備を図り、まちづくりの運営に努めます。

【趣旨】

町政の代表者である町長のまちづくりに対する責務について示しています。

【解説】

- (1) 町長は、町民から直接に選ばれた代表者として、本条第4条に規定する参画する権利を保障するとともに、率先して町民との協働に努め、町民の声に耳を傾け、直面する課題や問題に公正かつ誠実に取り組んでいきます。
- (2) 町長は、職員の監督者として、適切な指導を行うとともに、効率的・効果的な職員配置を図り、町政運営にあたっての町職員に対するリーダーシップを発揮することを規定しています。

(町職員の役割及び責務)

- 第10条 職員は、法令を遵守し、町民との信頼関係づくりに務め、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。
- 2 職員は、この条例の基本理念を理解し、職務を遂行するための知識の習得及び資質の向上に努めます。

【趣旨】

執行機関に属する全ての職員の担うべき役割や果たすべき責務について示しています。

【解説】

- (1) 町職員が職務を遂行するにあたり、まちづくりの主体は町民であることを常に認識し、町民全体に対する奉仕者であることを忘れず、町民との協働を旨とし、効果的、公正にその職務を遂行しその基本となる考えを規定しています。
- (2) 町職員は、必要な知識や技術を自ら高め、町民との協働によるまちづくりを行うメンバーの一員であることを自覚して、職務遂行することを規定しています。

第2章 まちづくりに関する基本的施策等

第1節 町民参加の促進

(コミュニティの役割)

- 第11条 コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の問題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりに努めます。
- 2 議会と町は、協働のまちづくりを進めるために、コミュニティ活動を尊重するとともに必要に応じて支援を行います。

【趣旨】

コミュニティのはたす役割について明らかにするとともに、議会や町の支援について規定しています。

【解説】

- (1) コミュニティを図ることにより、地域住民の絆としてのつながりを深め、地域の課題や問題について協議し、解決に向けて計画的に取り組む協働の姿が、安全で安心な地域づくりにつながることを示します。
- (2) 議会と町は、地域住民の自主的、自立的なコミュニティ活動を尊重します。議会や町は、必要に応じて支援できることを規定しています。

(情報公開の推進)

- 第 12 条 議会と町は、町民とまちづくりに関する情報を共有するため、公文書の開示を適正に行うとともに、情報の積極的な提供に努めます。
- 2 情報公開制度に関して必要事項は、別に条例で定めます。
 - 3 議会と町は、多様な広報手段を活用することにより、町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めます。

【趣旨】

町民参加や協働によるまちづくりの基本となる、情報の共有化、提供について、積極的に行っていくことを明らかにしています。

【解説】

- (1) 町民参加や協働の前提として、町議会及び町の執行機関と町民との情報共有を規定したもので、池田町情報公開条例による公文書公開のほか、業務に支障の出ないものであれば、任意に情報を提供することとし、町民との情報の共有化と各種施策の説明を丁寧に行っていくこととしています。
- (2) 情報公開制度については、池田町情報公開条例に基づくことを規定しています。
- (3) 町および議会広報誌のみならず、町民が迅速かつ容易に情報を取得できる、インターネットを利用したホームページの充実や有線放送を活用した情報の発信などの情報発信のツールを上手く活用していくこととしています。

(意見公募)

- 第 13 条 町は、まちづくりの基本的な方針その他の重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その内容や必要な情報を公表し、原則として、パブリックコメント（意見公募）を実施するものとします。
- 2 町は、前項の意見を考慮し、意思決定を行うとともに、その政策の決定内容を公表します。

【趣旨】

まちづくりの基本的な方針その他の重要な事項を定める計画や条例を作る場合に、町民参画の手法として、町民の意見を幅広く求めるパブリックコメント（意見公募手続）を規定するものです。

【解説】

- (1) 町の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の多様な意見をまちづくりに反映させる機会を確保するため、パブリックコメント実施するものです。
- (2) 町案を示し、町民の意見を幅広く求め、その意見を検討し、どのように反映させたのかなど、検討結果も合わせて公表していきます。

（町民参画・協働推進会議）

第14条 町は、町民等の参加による町政運営の推進と町民の公益活動の拡大を図るため、池田町町民参画・協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 推進会議は、自治運営に係る町民等による参加の推進状況の把握と、その結果の公表並びに必要な事項についての調査、研究及び審議するものとしします。

3 推進会議の組織と運営について、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で別に定めます。

【趣旨】

町民との協働によるまちづくりの基本となる、町民意識、現状把握など町民主体の自治活動について規定しています。

【解説】

- (1) 町民参加による自治活動を推進するため、町民と行政によるまちづくりの推進会議の組織設置を規定しています。
- (2) 町民参画・協働推進会議の基本的活動方針を規定しています。
- (3) 組織と運営について検討することを定めています。

（審議会等の運営）

第15条 町は、地方自治法に基づく附属機関やその他のまちづくりに関する合議制の諮問機関（以下「附属機関等」という。）の委員を任命する場合は、適正な構成及びその一部に町民からの公募による委員の任命に努めます。

2 町は、附属機関等の会議の公開に努めます。

【趣旨】

町では、法律や条例によって設置される審査会、審議会、調査会等の委員の一部を公募により選任し、原則として公開することを規定しています。

【解説】

- (1) 町の政策に対して答申などを行う機関である審議会等について、委員を選任する場合、その一部に公募による委員を選任し、特定の町民に偏らないよう幅広い人材を登用することとしています。
- (2) 審議会等の会議は、町民参加・情報共有を推進する観点から原則として公開（会議の傍聴）することとしています。

第2節 総合的、効率的かつ効果的なまちづくりの推進

(総合計画)

- 第16条 町は、基本構想など町の施策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たっては、町民の意向を反映するため、町民の参画する機会の提供に努めます。
- 2 町は、総合計画に基づき、効率的かつ効果的に施策を推進するとともに、その状況を公表します。
 - 3 町は、各政策分野における政策の策定及び推進については、総合計画との整合性に留意して、基本的な方向等を明らかにします。

【趣旨】

基本構想その他の町の政策の基本的な方向を示す総合計画について、町民の参画機会の確保について規定するほか、総合計画に則した政策の推進、進捗状況の公表、他の基本計画の体系化について規定しています。

【解説】

- (1) 総合計画は、10年間ごとに町の政策の基本的な方向性を示すものとして策定されます。特にその重要性を考慮し、総合計画の策定に当たって、特に町民の参画する機会を確保することとします。具体的には、パブリックコメントのほか、各地区での意見交換会や公募委員を含めた審議会での審議などで、町民が直接意見を提案できる機会を設けていきます。
- (2) 町民の意向を踏まえた総合的なまちづくりを行うため、町は、政策を実行するに当たっては、総合計画に沿ったものとしなければなりません。また、町民との協働をより推進し、町民への説明責任を果たすため、総合計画の進捗状況について定期的に公表していきます。
- (3) 町では、福祉や環境、教育など特定の分野における基本的な方向性を定める基本計画を策定しています。これらの計画は、総合計画の一部をより具体化するものとの位置づけであり、これら基本計画を策定し、推進する場合には、総合計画との整合性に留意しなければなりません。

(財政運営)

第 17 条 町は、総合計画に基づき中長期的な展望に立った予算を編成し、自主的かつ健全な財政運営を行います。

2 町は、毎年度の予算及び決算その他財政に関する事項を町民に公表します。

【趣旨】

町の財政状況を踏まえ、中長期的な展望に立って、「最少の経費で最大の効果」「自主的で健全な財政運営」を行うことを規定しています。

【解説】

- (1) 町では、財政健全化への取組みを推進してきましたが、町税の減少などにより財政指標の改善にはすぐに結びつかない状況が続いています。中長期的な視点に立って、行財政改革を推進し、コストの削減を図りながら、町税等の収納率の向上や適正な受益者負担を求めるなどの歳入確保についても努めていきます。
- (2) 開かれた財政運営とその透明性を確保するため、予算や決算、バランスシート、財政計画の推進状況を町報やホームページで公表しています。また、公表に当たっては、なるべく平易な言葉を使い、財政用語には解説をつけるなど、わかりやすさを心がけます。

(効率的な組織体制)

第 18 条 町は、社会経済情勢の変化及び多様化する課題に柔軟に対応するため、町民との協働により効率的な執行体制の整備に努めます。

【趣旨】

町の組織体制について、効率的で効果的な執行体制を整備することを規定しています。

【解説】

激しく変化する社会経済情勢や多様化する課題に柔軟に対応するため、組織の横断的な調整を強化するなど、より効率的かつ効果的な組織としていきます。また、町民との協働を推進し、職員数の適正化を進めていきます。

(施策評価)

第 19 条 町はまちづくりを推進するため、施策評価を実施し、これに関する情報を町民に公表します。

2 町は、施策に関する町民の意見等に基づき、適切に施策評価を行い、予算編成及び総合計画の推進管理等への反映に努めます。

【趣旨】

効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、施策評価を実施し、その結果の公表について規定しています。

【解説】

- (1) 町が自ら施策を点検、評価し、その結果について公表することを規定しています。
- (2) 施策に関する町民の意見などを踏まえ、施策の内容、施策評価の手法について常に見直し、より適切な施策評価となるようにし、施策評価の結果、改善すべき点があった場合には、町は、予算編成や組織、事務事業の内容に反映させ、より効率的・効果的なまちづくりが行われるよう努めていきます。

(政策法務)

第 20 条 町は、地域の実情に合わせ特色あるまちづくりの実現のため、政策の法務能力向上に努め、条例及び規則等の整備を積極的に行います。

【趣旨】

町は、自主的な法令の整備及び運用に努めることを規定しています。

【解説】

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、地方自治体の条例制定権が拡大され、また、法令の自主的解釈が認められました。町民にとってより効果的なまちづくりを行うため、これら条例制定権や自主的解釈を有効に活用していきます。

(説明責任)

第 21 条 町は、公正で開かれた町政推進のため、施策の推進状況や意志決定の過程について、町民に説明します。

【趣旨】

町は、町民からの信託を受けて町政運営を行っていることから、その全ての過程を分かりやすく説明することを規定しています。

【解説】

町及び他の執行機関が、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点でどう判断したか」等の施策決定の過程を明らかにすることにより、町民にとってより効果的なまちづくりを推進していきます。

第3節 町民の権利と利益の保護

(公正な行政手続の確保)

第22条 町は、町民の権利と利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、公正かつ透明性の向上を図ります。

【趣旨】

許認可などの行政手続における公正の確保と透明性の向上を図ることを規定しています。

【解説】

許認可や行政指導は、町民の権利に大きな影響を及ぼすため、事前に審査基準や処理に要する標準的な期間を明らかにすることで、公正の確保と透明性の向上を図っていきます。

(個人情報保護)

第23条 町は、個人の権利と利益を保護するため、池田町個人情報保護条例（平成15年池田町条例第17号）に基づき、個人に関する情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行います。

【趣旨】

町の個人情報保護の取組みについて規定しています。

【解説】

町は、町民と協働したまちづくりを進めるため情報提供を積極的に行いますが、その前提として、収集した個人情報の保護にも十分配慮していきます。具体的には、池田町個人情報保護条例の規定により、収集の制限と事前公表、利用・提供の制限、適正管理、本人に対する情報の開示、本人による訂正等の制度を設け、個人情報の適切な取扱いに努めていきます。

(意見や要望等への対応)

第24条 町は、町民からの意見や要望等があったときは、速やかに事実関係の調査をし、公正かつ迅速に対応します。

【趣旨】

町に対して寄せられる町民の要望等への誠実な対応について規定しています。

【解説】

町に対して寄せられる町民の要望や苦情は、まちづくりに関して具体的、直接的な貴重な意見であり、迅速かつ的確に対応することで、今後のまちづくりに生かしていきます。

第4節 町民との協働の推進

(協働の推進)

第25条 議会と町は、公益事業等の充実を図るため、町民の自主的な活動を尊重し、町民との協働を積極的に推進します。

2 議会は、議会主催の会議を設置するなど、町民が議会活動に参加できるよう努めます。

3 町は、町民が町政に参加する機会を提供し、誰もが参加しやすい工夫と環境づくりに努めます。

【趣旨】

まちづくりの基本理念である町民と議会、町との協働の推進について規定しています。

【解説】

- (1) まちづくりは、町民が主役であり、町民と議会、町とがお互いに良いパートナーとして連携し、それぞれが持てる力を出し合って進めていく必要があります。
- (2) 二元代表制の一翼を担う議会においても、この条例の基本理念を尊重し、説明責任を果たし、開かれた議会運営に努めると共に、町民の議会活動参加を推進します。
- (3) 町民は、自らがまちづくりの担い手であるとの認識の下、自らできることは自らの責任において行うという意識を再確認するほか、町は、職員を含めた町民に対してそういった協働意識の啓発や地域ごとやテーマごとに組織された町民団体の育成などの協働を推進するための環境の整備に努めていきます。

(青少年と子どものまちづくり参画)

第26条 青少年と子どもは、まちづくりの一員としてそれぞれの年齢段階に応じ、まちづくりに参画する権利を持ちます。

2 青少年と子どもは、まちづくりに参画する一員として自覚を持ちます。

【趣旨】

青少年及び子どもは「町民」に含まれていますが、まちづくりを進める中で、あらためて社会の一員であることを明確にしています。

【解説】

- (1) 選挙権を持たない子どもも、町民としてまちづくりに参加する権利を持っていることを明記しています。それぞれの年齢に応じた形で、まちづくりに参加することで、自治を推進していく社会の一員であることを明確に定めています。
- (2) 青少年と子どもは、まちづくりの大切な担い手として参加できるという基本的な姿勢を定めています。

(まちづくり協定)

第 27 条 町は、積極的に一体的なまちづくりを進める必要があると認められる相当規模の地区内における、建築物その他の工作物の新築及びその他まちづくりに関する行為について、町民による協定が締結されたときは、これを尊重するものとします。

【趣旨】

町民の自主的なまちづくり協定について町も協力することを規定するものです。

【解説】

町民との協働の一つのあり方として、一定規模の地域内において、町民の自主的なまちづくりとして、建築物や工作物の新築・改築や、環境美化活動などの行為について、町民による協定が締結されたときは、町は、その協定を尊重し支援等を行います。

(住民投票制度)

第 28 条 町は、町政の重要な事項について、住民の意思を把握するため町民、議会又は町長の発意に基づき、議会の議決を経て住民投票を実施することができます。

- 2 町民、議会及び町は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。
- 3 前 2 項に規定する住民投票の発意、投票参加資格その他実施に関して必要な事項は、それぞれの案件に応じ別に条例で定めるものとします。

【趣旨】

町民の意思を直接問う制度としての「住民投票制度」について規定しています。

【解説】

- (1) 住民投票の実施について、この条例で位置づけています。
住民投票の実施は、町長だけでなく、町民又は町議会から請求があった場合も住民投票を実施することを規定しています。
- (2) 住民投票の結果には法的拘束性はないとされていますが、その結果については尊重することを規定しています。
- (3) 住民投票の実施に関する手続き等については、それぞれの案件に応じ別に条例で定めることを規定しています。

第3章 関係団体との連携

(国、県等との連携)

第29条 町は、基礎自治体として、国、岐阜県等(以下「国等」という。)との適切な関係の確立が図られるよう、国等に対して制度及び施策等の改善に向けた取組を積極的に行うものとします。

【趣旨】

町は、国や県と対等な立場にたち、基礎自治体として国・県と連携していくことを示しています。

【解説】

町は、最も町民に近い基礎自治体として、国・県と対等な立場で、より積極的なまちづくりを行っていきます。

また、町単独では対応できない課題に対しては町民からの要望を国・県に適切に伝え、制度や施策の改善などを働きかけていきます。

第2節 最高規範と見直し

第1節 条例の最高規範性

(条例の最高規範性)

第30条 この条例は、町が定める最高規範であり、議会と町は、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、整合を図ります。

【趣旨】

この条例が、町が定める最高規範であると位置づけています。

【解説】

この条例は、いわゆる町の憲法に当たります。他の条例、規則、各種計画などを作る場合には、この条例の理念等に適合するようにしなければなりません。

第2節 条例の改正

(条例の改正)

第31条 町は、この条例の施行後、常に町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、所要の措置を講ずるものとします。

【趣旨】

町を取り巻く状況は絶えず変化していますから、この条例についても、社会情勢に応じて必要があれば改正も含めた見直しを行い必要な措置をとることを規定しています。

【解説】

条例の見直しは、この条例はその性格上、簡単に見直すものではありませんが、定期的な検証とその結果に基づいて、必要な措置を講じることを規定しています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。